

広報かるまい

お知らせ版

408号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

学校給食用物資の納入業者を募集しています

町では、軽米町学校給食用物資納入業者登録を行っています。
学校給食に使用する食材(肉、魚、一般物資、地元産野菜や果物)の納入を希望する事業者は、納入業者登録を行う必要があります。

希望する方は2月15日(火)～3月4日(金)で、必要書類等を揃えてお申し込み下さい。

■学校給食への納入業者登録条件

学校給食用物資納入業者登録により登録された食品製造業、加工業、販売を営む法人または個人

■経営規模

学校給食に供給できる能力を有すること
常時営業を続けていること
工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話設備及び緊急に即応し得る機動力を有すること

■信用状況

学校給食に理解を有し、社会的な信用があり良心的な業者であること
原則として引き続いて2年以上その営業に従事していること

■衛生状態

営業施設とその管理状況並びに食品衛生保持の状態が優良であること
従業員の健康管理が十分に行われていること
納入食品について公立の衛生検査機関の検査成績が良好であること

■供給能力

仕入れ及び製造加工能力が相当広大で所要量を充たし得ること
指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること
必要書類は、教育委員会事務局に準備しております。

【問い合わせ先】教育委員会事務局 (☎46-4743)

再掲載

軽米町主食用米生産緊急対策支援事業補助金

町は、新型コロナウイルス感染症の影響により米価が下落したことを受け、収入が減少した法人・個人の生産者を対象に、生産意欲を喚起するため緊急対策として補助金を交付します。

※申請受付後、審査が完了した対象者から順次、指定された口座への振り込み処理をしております。

■対象者

主食用米を20a以上作付し、販売実績がある法人及び個人生産者

■交付額

作付面積から10aを差し引いた面積に10a当たり3500円

■必要書類

- ① 作付面積が確認できるもの
(販売先が農協、高常商店、工藤商店、本田商店以外の方)
- ② 振込先口座の通帳の写し
- ③ 身分証明書の写し

④ 販売証明書等の添付

(販売先が農協、高常商店、工藤商店、本田商店以外の方)
※必要な書類等はこちらでコピーを取りますので、お持ちになつて下さい。

■申請期限

令和4年3月15日(火)
※期限を過ぎますと補助金を受け取ることが出来ませんので、忘れずに申請をお願い致します。

■申請場所

産業振興課・農林振興担当 JA軽米地区担当課
工藤健一商店 高常商店 本田商店

【問い合わせ先】

産業振興課 農林振興担当 (☎46-4740)

全国瞬時警報システム (Jアラート)訓練放送の実施

2月16日(水)11時00分ころ、全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉伝達訓練に伴い、町の防災行政無線でもJアラートのテスト放送を行います。

テスト放送の際には、テスト放送であることをお知らせいたしますが、実際の緊急放送とお間違えの無いようお願いいたします。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問い合わせ先】総務課 総務担当 (☎46-2111)

市民セミナー中止のお知らせ

二戸市シビックセンターにて、2月21日に開催予定の「二戸地区権利擁護市民セミナー」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止といたします。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】NPO法人カシオペア権利擁護支援センター
(☎0195-43-3042)

『シルバー110番』について

高齢者のみなさん、ご家族のみなさん、毎日の生活の中で困っていること・悩んでいること・知りたいことなどありませんか？

岩手県高齢者総合支援センターでは、高齢者なんでも相談「シルバー110番」を設置し、下記のとおり相談対応をしています。

また、法律や認知症等の専門相談にも専門分野の先生が相談に応じます。お気軽にお電話ください。

■相談用電話番号：0120-84-8584

■相談時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時

■相談料：無料(秘密厳守)

【問い合わせ先】

岩手県高齢者総合支援センター

(☎019-625-7490)

軽米町地域包括支援センター

(☎46-3906)

行政の困りごとはありませんか

役所や独立行政法人などの仕事に関して、困っていることや要望を行政相談員が電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

■日時 2月15日(火) 10:00～12:00

■行政相談員 江刺家 高さん

■電話番号 軽米町役場 (☎46-4738)

軽米児童クラブ入所児童を 募集します

学校の授業終了後、安全な生活や、遊びの提供の場として「軽米児童クラブ」を設置しています。

令和4年度の入所児童を次のとおり募集しますので、希望される方はお申し込みください。

■場所：町農村勤労福祉センター(町民体育館となり)

■時間：平日 放課後から18時30分まで

学校休業日 7時30分から18時30分まで

■保育料：1人月額5,000円(軽減制度あり)

※その他おやつ代月額500円、スポーツ安全保険800円(入所時のみ)を負担いただきます。

■休所日：日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

■対象児童：町内の小学校1年生から6年生で、日中に保護者の方が不在になる児童

■申込方法：健康福祉課または軽米児童クラブに印鑑をご持参のうえ、申込みください。

■申込締切：3月8日(火)まで

※小軽米、晴山小学校の児童で、軽米児童クラブの利用を希望する場合、平日の放課後について各小学校から軽米児童クラブまで送迎を行います。

平日の帰宅時と学校休業日の朝夕の送迎は、保護者の皆様でお願いします。

【問い合わせ先】

健康福祉課 福祉担当 (☎46-4736)

軽米児童クラブ (☎46-3334)

広報かるまい お知らせ版

408号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

国の『事業復活支援金』 のお知らせ

国では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた事業者（個人事業主等を含む）に対し、事業規模に応じた給付金を支給します。

申請方法等詳しくは、事業復活支援金事務局ホームページまたは事務局相談窓口へお問い合わせください。

※軽米町商工会では、事前確認支援を行っています。

（事前確認の受付対象は、原則、商工会会員限定となります。）

■支援金額

法人は上限最大250万円給付

個人事業主は上限最大50万円給付



【問い合わせ先】

事業復活支援金事務局 (☎0120-789-140)
(IP電話 03-6834-7593)

『いわて認知症電話相談』

岩手県高齢者総合支援センターでは、認知症のことで悩んでおられる方のために「いわて認知症電話相談」を開設しています。

周囲に話しづらい悩み事がある方や、日中家を空けられない方でも、電話で日ごろの悩みを相談することができます。

■いわて認知症電話相談

月～金（土日祝休）9：00～17：00

相談料：無料、秘密厳守

電話：0120-300-340

【問い合わせ先】

岩手県高齢者総合支援センター

(☎019-625-7490)

軽米町地域包括支援センター (☎46-3906)

軽米町福祉灯油費等給付事業の申請受付について

町では、原油価格高騰による冬期間の生活支援を目的とし、軽米町福祉灯油費等給付事業を実施しております。

対象となる世帯へ（かるまい共通商品券）10,000円分を給付いたします。

■対象となる世帯

令和3年12月1日現在において、町内に住所があり、世帯全員が町民税非課税であり、かつ、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

●高齢者世帯

昭和32年4月1日以前に生まれた方以上の方だけで構成されている世帯

●障がい者等世帯（次の①～⑤いずれかに該当する世帯）

①身体障害者手帳1級または2級の方が世帯構成員で同居している世帯

②療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯構成員で同居している世帯

③ 特別児童扶養手当1級を受給している世帯

④ 障害基礎年金1級を受給している方が世帯構成員で同居して

いる世帯

⑤介護保険法に基づく要介護4または5の認定を受けている方が世帯構成員で同居している世帯

●ひとり親世帯

母子世帯、父子世帯又は養育者世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を扶養している世帯（児童扶養手当受給世帯）

●生活保護を受けている世帯（生活保護法に規定する収入申告の対象となります。）

※ただし、医療機関等への長期入院、福祉施設等へ入所（短期入所を除く）されている方がいる世帯は対象外となります。

■申請受付期限 令和4年2月28日（月）まで
（土・日曜、祝日を除く。）

■申請受付窓口 役場健康福祉課窓口（郵送可）または小軽米・晴山出張所

※申請書は、各申請受付窓口にて配布しております。

【問い合わせ先】健康福祉課 福祉担当（☎46-4736）